

新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務 仕様書

第1 事業名

新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務

第2 事業目的

大阪府教育庁(以下、「府」という。)では、令和 10 年度開校予定の新しい総合技術系高校(以下、「新校」という。)について、府内中学校の生徒及びその保護者をはじめとする府民に向けて、新校の特色や魅力を広く周知するとともに、先端技術に対応した新しい教育を推進し、高大連携を踏まえ、地域産業の発展に寄与する人材育成を図ることとしている。

現在、産業構造の変化やデジタル技術の急速な進展に対応できる人材の育成に向けて、AI や IoT、ロボティクスなどの先端技術の習得に加え、科学的思考力と技術的応用力を兼ね備え、複数分野を横断的に理解し、融合させる力を持つイノベーターを育成する新しい教育モデルが求められる。このような状況を踏まえ、「未来社会のあたりまえ」を創発する人材の育成をめざした新校を設置し、生徒が学びたい専門分野を複合的に選択し、組み合わせ次第で将来の可能性が広がるカリキュラムを編成する。

このような新校の教育活動を中学生とその保護者および中学校の教職員に伝えるためには、20年先の未来社会で必要とされる力について理解することができるプロモーションが必要である。

本事業では、SNS、Web の運用開始に加え、中学生等が 2040 年以降の未来の生活のあたりまえを創る技術の習得が必要であることを感覚的に理解できる対面もしくはオンラインイベントを実施することで、府内公立中学校の生徒とその保護者、中学校の教職員及び学習塾(以下、「対象者」という。)の新校に対する認知度を向上させて志願者の獲得につなげるとともに、新校開校後に学校が自走的にプロモーションを継続できるようブランドガイドラインを構築することを目的とする。

第3 契約期間

契約日から令和9年3月 31 日(水)まで

第4 委託費の上限

13,200 千円(税込)

第5 新しい府立高等学校のプロモーション企画運営業務の概要

本業務は次の I から III で構成する。業務の詳細は第7「新しい府立高等学校のプロモーション企画運営業務の詳細」を参照すること。

- I 新校プランディング戦略の考案
- II 新校の SNS・Web・リーフレット作成および運用
- III 未来社会や学校コンセプトを理解できるイベント等の企画運営

第6 受託者の役割

(1) 事業の企画

本事業の目的を達成し、また、本事業を円滑かつ適切に実施すべく事業全体を企画すること。

(2) 事業目的達成に向けた進捗管理と運営

本事業を円滑かつ適切に実施するための検討を行い、計画の進捗管理及び事業の運営を行うこと。

(3) 事業に必要な体制、資器材等の手配と確保

本事業に必要な人員及び資器材等の手配と確保を行うこと。

(4) 事業にかかる全体調整と諸手続き

本事業の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。

(ア) 本事業に必要な調整

調整事項が生じた場合は、府関係部局をはじめ、関係機関等と調整を行うこと。

(イ) 各種手続き

本事業に必要な資格・認証・許可等の取得申請等の各種手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、府が事業実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

(ウ)委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに事業計画書(業務スケジュール及び運営体制を含む)を作成し、府に提出すること。

(エ)打合せの実施

府と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、府に提出すること。

(5) 事業の発信

対象者をはじめとする府民に向けて広く発信すること。

なお、府ホームページ及び SNS(Instagram、X(旧 Twitter)、YouTube)等(以下「本サイト等」という。)を活用する場合は、府が保有するアカウントを活用することができる。その場合、コンテンツの制作や検討は受託者が実施すること。

第7 新しい府立高等学校のプロモーション企画運営業務の詳細

I 新校ブランディング戦略の考案

1 概要

以下に示す新校のコンセプト等を踏まえ、令和 10 年3月に予定されている入学者選抜まで

のブランディング戦略を提案すること。

【スクールミッション】

変革の時代に、知と技をもって次世代型社会の構築に挑むグローバルイノベーターを輩出する学校として、課題解決型学習を中心とした分野横断的な専門教育を展開し、未来技術の実践フィールドでの体験を通じて、創造力・探究力・実践力を備えた人物を育成する。

【生徒に育みたい力】

分野を越えて協働し、アイデアと未来技術で課題解決に挑む幅広い視野と深い専門性を併せ持つ人材の育成

- ・ 地球規模の課題を自分ごととして捉え、自らのアイデアと未来技術を活かして解決に挑み、よりよい社会の実現に貢献できる力と姿勢を育む
- ・ 各専門分野の枠を超えて協働し、新しいものを生み出そうとする意欲を育む
- ・ 多様な文化や価値観を理解し、自分の言葉で世界とつながる力を育むとともに、未来社会を共にデザインするために、グローバルな視点で学び、発信する力を磨く

【教育課程等】

- ・ 課題解決型学習(PBL)を主軸とし、各専門分野の知識・技術を融合できる学びを実施する
- ・ 高大接続 7 年間の教育の基盤として、大学での高度な学びにつなげるため、理数系科目と探究的学びを重視
- ・ 生徒の学びたい専門分野や希望する進路(就職・進学)に応じて履修内容を柔軟に選択できるシステムを設定する
- ・ 専門学科全体を「工学群」(仮称)とし、各専門学科を「専攻」(仮称)として設定する

【設置予定の専攻(仮称)】

- ・ IT 専攻(仮称)
プログラミング、アプリ開発、データ分析など、未来社会の基盤となる技術を実践的に学ぶ。AI の活用や IoT との連携など、次代のテクノロジーにも触れながら、「新しいサービスや価値を自ら生み出す力」を育む
- ・ エレクトロニクス専攻(仮称)
スマートフォン、EV、自動運転、通信ネットワークなど、それらを動かす心臓部である、電子回路、センサ、通信技術といった現代の高度な電子工学を、実験と制作を通して学び、未来のデバイスやインフラを支える技術者としての第一歩を踏み出す
- ・ メカニック専攻(仮称)
ドローン、EV、産業機械、航空・宇宙など、あらゆる先端分野を支える機械設計や加工技術、制御システムなど“動く仕組み”をつくり出す力を実習中心に学び、未来産業を支えるハードウェア開発の要として、世界に羽ばたく開発力と創造性を育む
- ・ ロボティクス専攻(仮称)
医療・介護・物流・災害対応など、あらゆる分野で活躍が広がるロボットの設計、電子制御、AI プログラミングなど、複数の技術領域を横断して学び、“自ら動き考えるロボット”を創りあげるための統合的な力を身につけ、未来の課題解決に挑む

- ・ 生活マテリアル専攻(仮称)
衣服、日用品、医療、建築、環境技術など生活の多様な素材について、繊維・化学・バイオなどの基礎を学び、素材の特性を理解しながら新たな製品づくりに挑戦し、環境負荷の少ない素材開発やスマートテキスタイルなど、未来型ものづくりの可能性が広がる学びを実施
- ・ デザインクリエイト専攻(仮称)
社会の課題を解決し、新しい価値を生み出すデザイン性について、グラフィック、プロダクト、デジタルアート、UI/UX など、多様なデザイン領域を横断して学び、3D モデリング、デジタルファブリケーション、映像制作など、未来のクリエイションに欠かせない先端ツールを活用し、「美しさ」と「機能性」、「感性」と「テクノロジー」をつなぐ発想力と表現力を磨き、未来の社会や暮らしに寄り添うデザインを生み出す力を育む

【特色的取組み】

- ・ エンジニア交流 Lab.(仮称)
学校が拠点となり、高い技術力を有する企業・大学等との継続的な交流を創出し、産官学連携による探究活動を充実させ、AI の活用や、ロボット技術などの先端技術を多面的に学び、広い視野での探究活動を実現する教育環境を整備
- ・ 大学・研究機関等へのスムーズな移行を見据えたカリキュラム
四年制大学への進学後に更に学びを深めることができるよう、理数系科目を重視したカリキュラムを設定し、先端技術等世界の英知を集め、新たなアイデアの創発・発信に向けて国内外の方と協議するために必要となるコミュニケーションスキルとしての英語を習得

【卒業後の進路イメージ】

- ・ 未来予想図を実現させる人材を大学と接続した 7 年間の学びのもと輩出し、将来は AI を搭載するロボットを活用した生活などの未来技術の開発者となる

【所在地】

- ・ 大阪市淀川区加島1丁目52-81
(現府立東淀工業高等学校グラウンドに新校舎建設中)

【学校名】

- ・ 令和8年3月27日(金)の教育委員会会議において仮称を決定(予定)

2 業務内容

(1)新校のコンセプトを踏まえたブランディング戦略の提案

- ・ 新校が掲げる教育コンセプトを明確に示し、対象者に向けて、新校の価値を一貫して伝えるブランドを構築すること。
- ・ 開校に向けて、新校の独自性・先進性・魅力を的確に表現し、認知拡大および入学者選抜における志願者確保につながる戦略的なブランディング施策を提案すること。
- ・ 新校の教育コンセプトと設置予定専攻(以下「各専攻」という。)の未来性・先端性を的

確に可視化すること。

- ・ ターゲット(中学生・保護者・中学校)の期待と行動変容を促すストーリーブランディングを行うこと。
- ・ 学校の理念・学び・魅力が「一貫したメッセージ」で伝わるコミュニケーション設計を行うこと。

具体的な項目は次のとおりとする。

(ア)ブランドコンセプト・ブランドストーリーの策定

- ・ 新校の理念・学び・教育価値を言語化し、核となるブランドコンセプトを策定すること。
- ・ 「未来技術」「創造性」「社会実装」を軸としたストーリーラインを構築すること。
- ・ ブランドメッセージとしてキャッチコピーを提案すること。

(イ)ターゲット分析・コミュニケーションの設計

- ・ 中学生・保護者・地域・企業などのターゲットごとに、インサイト分析を実施すること。
- ・ ターゲット別の訴求ポイント・行動モデルを整理すること
- ・ ターゲットごとに異なるメッセージ戦略、広報チャネル戦略(SNS・Web・学校説明会等)を策定すること

(ウ)校章(ロゴデザイン)の開発

- ・ SNS や Web での発信に活用する新校のブランドイメージにもとづく校章(ロゴデザイン)を作成すること
- ・ 未来技術を象徴しつつ、学校としての信頼性・公共性が担保されたデザインを提示すること
- ・ 意匠権および著作権等に十分に配慮し、既存の府立学校との差別化を図ること
- ・ 校章使用にかかるガイドライン(デザインの意図・校章使用ルール・デザインテンプレート等)を作成すること

(エ)パンフレット・動画・Web 等の広報物戦略

- ・ Ⅱで作成する新校パンフレットの更新方針、テーマを策定すること
- ・ 各専攻の未来性をわかりやすく伝える文章・ビジュアル方向性を提示すること
- ・ Ⅱで作成する Web サイト更新方針を作成すること
- ・ 学校紹介ムービーの企画案を作成すること

(オ)メディア・広報展開プラン

- ・ 開校までの広報スケジュール(年間計画)を策定すること
- ・ 開校後、新校が持続的に SNS を運用できるよう、SNS 運用方針(トーン・テーマ・投稿計画)を作成すること
- ・ 地域・企業との連携を想定した PR 案やイベント企画案を策定すること

(カ)成果物

- ・ 上記(ア)から(オ)の内容をまとめたブランディング戦略

(2)費用負担

本件にかかる費用については、業務委託の委託料から適切に支払うこと。

3 留意事項

(1)関係資料の提供等

新校のブランディング戦略のクオリティを担保するための参考資料の一つとして、コンセプト資料を提供できる。当該資料の開示を希望する際は、府に秘密保持誓約書(参考様式)を提出すること。提出された秘密保持誓約書を確認後、資料を開示する。なお、情報の更新があれば、最新のものを提供する。

II 新校のSNS・Web・リーフレット作成および運用

1 概要

新校が掲げるコンセプトおよび特色ある学びを、社会にわかりやすく伝える広報媒体を整備し、ターゲットである中学生・保護者・地域・企業等の理解促進と入学者選抜における志願者確保につなげること。

新校のコンセプトに合う SNS・Web・リーフレット(紙媒体)を統合的に企画・制作・運用し、一貫性のあるブランドコミュニケーションを実現すること。

2 業務内容

(1)府がアカウントを保有または新規に開設する SNS(Instagram 等)に投稿する素材の制作・運用

(ア)戦略設計

- ・ ターゲット分析(中学生・保護者・地域等)にもとづく SNS 戦略を策定すること
- ・ トーン＆マナー、投稿テーマ、運用方針(コメント管理・危機管理対応など)を策定すること
- ・ アカウント開設またはリニューアル方針を設計すること

(イ)素材の制作

- ・ 契約期間における月間投稿計画(コンテンツカレンダー)を作成すること
- ・ テキスト・画像・短尺動画等を制作すること
- ・ 投稿パフォーマンス分析レポート(毎月)を行うこと

(ウ)成果物

- ・ SNS 運用基本方針書
- ・ 投稿テンプレート(画像・動画)
- ・ 月次運用レポート

(2)新校の公式 Web の制作・運用

(ア)企画・構成

- ・ Web サイト全体構成(サイトマップ)を作成すること
- ・ ページ構成、情報設計(IA)、導線設計を行うこと

- ・ 新校のブランドコンセプトを反映したデザイン案を提示すること
- ・ アドレスを「<https://●●-hs.com>」とすること。●●は校名のローマ字表記とする。

(イ)制作

- ・ メインビジュアル、未来予想図、イベント、専攻紹介ページ、校舎紹介、入試情報等の作成を行うこと
- ・ 写真撮影・動画撮影すること
- ・ 2D・3Dの素材を作成すること
- ・ CMS 導入および担当者向け操作マニュアルを作成すること

(ウ)運用・更新

- ・ 定期更新(ニュース、イベント情報等)すること
- ・ アクセス解析(Google Analytics 等)による改善提案をすること
- ・ セキュリティ対策およびバックアップをすること

(エ)成果物

- ・ Web デザイン案
- ・ 公開サイト一式
- ・ 運用マニュアル
- ・ アクセス解析レポート(各月)

(3)新校のリーフレット(学校案内)作成

(ア)企画・構成

- ・ 新校のブランドイメージにもとづく構成案を作成すること
- ・ キャッチコピー・メッセージなどの編集・コーピーライティングを行うこと
- ・ 各専攻の“未来技術としての魅力”を可視化する構成とすること

(イ)デザイン・制作

- ・ 表紙デザイン・紙面レイアウト
- ・ 写真・イラスト・図解作成
- ・ 印刷仕様の提案および入稿データ作成
- ・ 必要部数の印刷・納品

(ウ)成果物

- ・ リーフレットデザインデータ(簡易版、詳細版の 2 種)
- ・ リーフレットデザインに使用した素材データ

(4)動画作成(4 回以上)

(ア)企画・構成

- ・ SNS や Web での発信に活用する新校のブランドイメージにもとづく PR 動画の構成案を作成し、府の承認を得ること。

(イ)デザイン・制作

- ・既存の府立学校やその生徒への取材を要する場合は府を通じ調整を行うこと。

(ウ)成果物

- ・動画データ(4回以上)

(5)説明会資料作成

(ア)企画・構成

- ・府ならびに開校後に新校が学校説明会等で活用する資料の構成案を作成すること。

(イ)成果物

- ・資料案のデータ(PowerPoint形式)

(6)全媒体一体型のブランド統一サポート

(ア)企画・調整

- ・事業者は、上記媒体の運用にあたっては、SNS・Web・リーフレット・ロゴデザインなど複数媒体においてメッセージ・デザイン・トーンが統一されたブランド表現となるよう調整し、総合的なコミュニケーション整備を行うこと。

(イ)成果物

- ・ブランドガイドラインを作成(デザイン・言語・メディア方針)すること。その際、各媒体の効果的な使い分けについても内容に含めること。

(7)費用負担及び利用料

本件にかかる費用については、業務委託の委託料から適切に支払うこと。

III 未来社会や学校コンセプトを理解できるイベント等の企画運営

1 概要

新校が掲げるコンセプトを広く社会へ発信し、対象者が未来社会の姿や先端技術の可能性を理解することを目的とする。

先端技術を活用した参加型イベントや学校コンセプトを理解できるイベント等を2回以上企画・運営し、新校の教育内容の必要性と新校の魅力を効果的に伝え、新校への期待感を醸成する。なお、イベントの実施形態は対面もしくはオンラインとする。

2 業務内容

(1)新校のコンセプトを踏まえたイベントの企画・運営

(ア)イベント企画

I 1で示す新校のコンセプトを踏まえ、効果的なイベントを企画すること。

※例

【未来技術をテーマとした対面イベント】

- ・各専攻と関連した“未来技術”を現在の生活と対比させた展示および体験
- ・中学生・地域住民・企業が参加可能な開かれたイベント構成
- ・見るだけでなく、「体験」「創作」「対話」「実験」を重視した設計
- ・新校の未来性・独自性を体感できる演出・コンテンツを提案
- ・新校の学びへの期待感を醸成できるワークショップを実施

【学校コンセプトをテーマとしたオンラインイベント】

- ・新校の6専攻の学び、未来社会の姿との関連を印象づけるコンテンツ
- ・中学生とその保護者をターゲットとし、クイズ・投票・コメントなど参加者のリアクションを促す設計
- ・新校の未来性・独自性を体感できる演出を通じ、新校の学びへの期待感を醸成

(イ)イベント運営企画の作成・実施

以下を含む運営企画を作成すること。

- ・ イベント全体構成案(テーマ、動線、タイムテーブル)
- ・ 必要機材の提案・手配
- ・ MC・スタッフ配置計画
- ・ リスク管理・安全管理体制
- ・ スタッフマニュアル作成

以上は対面・オンライン共通の内容であり、実施形態により適宜内容を追加すること(会場レイアウト、会場安全管理、行列対策等)。

なお、対面実施の場合の会場確保については府に相談できるものとする。

(ウ)情報発信

イベント告知および当日の情報発信について、以下のとおり対応すること。無料であることが視覚的・聴覚的に明確に伝わるよう配慮すること。

- ・ SNS用ビジュアル・動画(各回)の制作
- ・ 告知チラシ・Web掲載用素材の作成
- ・ 当日撮影(写真・動画)
- ・ 事後レポート制作(Web掲載用)
- ・

(エ)成果物

- ・ 実施計画
- ・ イベント運営企画
- ・ 実施報告書(来場者数・満足度・改善点含む)
- ・ イベント周知用の動画素材(各回)
- ・ 告知チラシおよびWeb掲載用素材

- ・ 当日の様子を撮影・編集したアーカイブ素材

(2)大阪府公立高校進学フェアへの出展

新校の教育内容を伝えるブースのレイアウト提案、企画案を提示する。ブースの確保は府が行う。※進学フェアの開催時期等詳細については決定次第府から受託者へ連絡するものとする。

4 費用負担

本イベントにかかる費用については、業務委託の委託料から適切に支払うこと。参加者に費用負担は求めないこと。

5 実施運営の記録

PR体験等の様子や全体を記録するために録画や撮影等を行うこと。なお、記録については、実施後に府が自由に使用できるよう、肖像権・著作権等の処理を行った上で府へ提供すること。提供方法は、電子データ等により納品すること。

6 企画運営にあたっての留意事項

- (1)多数の参加者を想定し、混雑による混乱を低減するよう運用等を検討すること。
- (2)参加にあたってのバリアフリー対応や合理的配慮について検討・実施すること。
- (3)参加者から参加料や入場料の徴収はできない。

第8 業務実施体制の構築

受託者は本事業を円滑に実行しうる体制を整えること。また当該体制の内に統括責任者と業務管理者を配置し、府へ連絡すること。

(1)統括責任者

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うとともに、円滑かつ適切な遂行に努めること。また本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜府に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。その他、府から報告を求められた場合や是正を求められた場合等、府から何らかの申し入れを受けた場合は、速やかな対応を措置すること。

(2)業務管理者

業務管理者は、本委託業務の実施に際して生じた各種課題等について一元的に整理した「業務管理台帳」を作成し、統括責任者を補佐する。本委託業務の円滑かつ適切な遂行に向け、本事業関係者に対し、タスク等の処理について適宜スケジュール管理やリマインド等を行うこと。

(3)事業運営体制

I～IIIは一体的に検討していく前提で事業運営体制を構築すること。

第9 スケジュール及び納品物等

1 全体スケジュール ※イベント実施時期は一例です。

令和8年5月 I 及び II の作成開始

令和8年6月 II のプロモーション開始、IIIのイベント実施内容確定

令和8年7月 第1回イベント実施、大阪府公立高校進学フェアへの出展

令和8年10月 第2回イベント実施

2 主な納品物等

納品物、成果物等については、定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上、期限を定めるものとする。

主な納品物	期限
本事業全体に係る事業計画(体制・スケジュール含む。)	契約締結後速やかに提出
I 新校のコンセプトを踏まえたプランディング戦略	令和8年6月30日までに提出
II 新校のSNS・Web・リーフレット作成	
SNS(Instagram等)に投稿する素材および投稿テンプレート4回分(投稿は6月・8月・10月・12月を想定)	投稿月の月末までに提出
SNS運用基本方針書	令和8年5月29日までに提出
月次運用レポート	令和8年7月以降10日までに提出
新校Webページデザイン案	令和8年6月30日までに提出
運用マニュアルおよび公開Webサイト一式	令和8年7月31日までに提出
新校Webページのアクセス解析レポート	令和8年8月以降毎月10日までに提出
リーフレットデザインデータ(簡易版)	令和8年6月30日までに提出
リーフレットデザインデータ(詳細版)	令和9年2月26日までに提出
リーフレットおよび新校Webページに使用した素材データ	令和9年2月26日までに提出
SNSやWebページに掲載する動画データ4回分(投稿は6月・8月・10月・12月を想定)	投稿月の15日までに提出 (土・日・祝日の場合、前営業日)
説明会資料データ(PowerPoint形式)	令和8年6月30日までに提出
ブランドガイドライン	令和8年6月30日までに提出
III 未来社会や学校コンセプトを理解できるイベント等の企画運営	
実施計画書	契約締結後速やかに提出
イベント運営企画(年2回以上)	実施日の1か月前までに提出
実施報告書、当日の様子を撮影・編集したアーカイブ素材	イベント実施後2週間以内に提

	出
イベント周知用の動画素材	イベント実施日の2週間前までに提出
告知チラシ・Web掲載用素材	イベント実施日の1か月前までに提出

第10 提案を求める事項

別紙公募要領に記載の審査内容を踏まえ企画提案してください。

○ 事業全体について

- ・ I～IIIを円滑に実施するための事業運営体制及び事業全体のスケジュール案を提案してください。
- ・ 過去(3年以内)の類似事業の実績があれば示してください。

○ I 新校プランディング戦略の考案について

- ・ 新校の理念・学び・教育価値を言語化し、核となるブランドコンセプト(案)を提案してください。
- ・ 開校までの認知拡大に資する、媒体ごとの、ターゲットを意識したスケジュール(年間計画)を提案してください。
- ・ デザインの意図を示したうえで、新校の校章(ロゴデザイン)の構成(案)を提案してください。

○ II 新校のSNS・Web・リーフレット作成および運用について

- ・ 新校のコンセプトに合うSNS(Instagram等)戦略(案)を提案してください。
- ・ 新校の公式Webの構成(案)、ビジュアル(案)を提案してください。
- ・ 新校のリーフレットの構成(案)・表現(案)を提案してください。

○ III 未来社会や学校コンセプトを理解できるイベントの企画運営について

- ・効果的なイベント内容についてご提案ください。
実施形態は対面あるいはオンラインいずれも可とします。
中学生及びその保護者が参加できることとし、年2回以上の実施を予定しています。
イベント1日あたり500人以上が収容できる会場もしくは形態としてください。
・上記イベントの効果的な広報素材・発信方法についてもご提案ください。

○ 独自提案について

- ・ 本事業の目的を達成するため、提案事業者のノウハウを生かした独自の企画・手法があれば提案してください。

第11 その他(留意事項等)

1 誠実な対応

本委託業務の実施にあたっては、府と十分に協議しながら進めること。また、府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

2 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

3 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

4 受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

5 経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

6 第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、本委託業務の実施中に、府の指定する他の第三者(他の事業者を含む)と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

7 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類(請求書、支払書等)について確実に整理・保管(5年間)し、府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

8 その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

第12 知的財産権等の取扱い

1 権利の帰属等

委託業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)を含む。)に関する所有権及び著作権(昭和45年法律第48号)(著作権法第21条から第28条の権利を含む。)については、府に帰属するものとする。

本事業の受託者(受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作人格権に基づく権利行使しないものとする。

府は、本件終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Web や印刷物を

通じて、「第2 事業目的」に沿った使用を行えるものとする。

2 第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「1 権利の帰属等」に記載する本件終了後の利用についても使用料等が生じないものとすること。

3 権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、府に損害(使用の差し止めを含む)が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

4 その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。